

「毎日」1304/12金

# 権力縛る憲法の本質変える



「憲法を守ろう」と街頭で訴える全国革新懇代表世話人の人たち=3月25日、東京・御茶ノ水駅前

## 96条改定論の危険

「私どもは憲法改正を立党からうたっている。独立した国民の手で憲法改正を行うのが選挙公約。そのなかでも96条から変えたいきたい」—曹義偉官房長官は7日に福岡市内で行った講演でこうのべました。の日本は、安倍晋三首相と橋下徹日本維新の会共同代表（大阪市長）が会談し、96条改憲で一致しました。自民党憲法改正推進本部の保利耕輔本部長は10日、96条改定案を参院選前に提出するのも検討する考え方を示しています。加速する96条改憲の動きの危険はどうあるのでしょうか。

96条とは、憲法改定（別項）。憲法改定は、国会手続きを定めた規定です。が、「各議院の総議員の三分の

をどのよう改定するかの「審議」を行って、これに対し国民投票で承認するかどうかを決めます。

問題なのは、この96条を改定し、国会の改憲発議の要件を現在の「三分の二以上の賛成」から「過半数」へと緩めようとしています。

これには、「改憲派からさえ厳しい批判が出ています。憲法学者の中での96条改憲を公言してきた小林節・慶應大教授は、「毎日」夕刊で「(憲法) 縛られた当事者が『やりたいことができないから』と改正ルールの緩和を言い出すなんて本末転倒、憲法の本質を無視した暴論だよ。近代国家の否定だ」(9日付)と述べています。

96条改定論は、「権力を縛る」という憲法の本質を変えてしまう大改憲である—これが「改憲」派も含めた憲法に対する「常識的な感覚」なのです。

## 「邪道」の狙いは

## 9条と国家改造

もともと改憲の主張や目的を明確にせず、必ず改憲のハドルを下げるなり方自体が、まさに「邪道」です。

そこまでして改憲に固執する狙いは、9条改憲にあり、それを中心にした憲法の全面改憲です。自民党の改憲草案は、戦争放棄、戦力不保持を定めた憲法の条文や前文を全面改定し、「国防軍」を創設して海外での武力行使を可能にします。日本を

「天皇を戴く国家」にひびきをこなすために、改憲要件を厳しくする「国民が憲法について意見を表明する機会が狭められ」(主権者である

## 国民の意思表示妨げ(自民)

### 逆立ちした議論

西原党は、96条改憲の狙いをこなすために、改憲要件が厳しくなる「国民が憲法について意見を表明する機会が狭められ」(主権者である

国民の意志を反映しない」(同改憲案Q&A)と主張しています。

西原、維新、みんなの党の改憲派議員でつくる「憲法96条研究会」が10日に会合を開きました。そこで講演した北岡伸一東大名誉教授も「日本の憲法は世界で最も変えてく憲法とはいえない」とし、「いやしくも一国の憲法の改正にこの位のことはあつてよいだらう、あたりまあだらう」(『法律タイムズ』1949年7月号)

## 世界的にみて厳しい(自民)

### デタラメな議論

まだ西原党は「世界的にみても、改憲しない憲法(改憲Q&A)」だとしています

が、これもデタラメです。(表参照)

西原、維新、みんなの党の改憲派議員でつくる「憲法96条研究会」が10日に会合を開きました。そこで講演した北岡伸一東大名誉教授も「日本の憲法は世界で最も変えてく憲法とはいえない」とし、「いやしくも一国の憲法の改正にこの位のことはあつてよいだらう、あたりまあだらう」(『法律タイムズ』1949年7月号)

大命理をしても、改憲派メディアがあおっても、世論調査では改憲賛成・反対が拮抗。9条については反対が多数です。改憲手続きが法律より厳しくされているのは、国民の主権の行使に関与する行為だからです。だから「審議」は、普通の法律の場合(過半数の賛成よりも厳しく)の要件となつていて、権力を縛る法だからこそ、権力の狙い手である議会が国民に改憲を問ううことが許されるのは、単純な多数派でなく圧倒的な賛成を得られない場合に限っているのです。それは、「権力を縛る」という憲法の本質をゆるがせにするもののです。

提案(審議)できるのは国会だけで、国民投票はそれに投票かノーカをいうだけであります。だから「審議」は、普通の法律の場合は、「公益」を優先して歴史と伝統の継承を国民に義務づけること

その厳格さは、国民主権の障害であるかのように言つるのは逆立たぬ議論です。

ついで改憲の内容を決定・提案(審議)できるのは国会だけで、国民投票はそれに投票かノーカをいうだけであります。だから「審議」は、普通の法律の場合は、「公益」を優先して歴史と伝統の継承を国民に義務づけること

第96条1項 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国が改憲、これを審議し、国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。